## 福岡都市計画地区計画の決定 (福岡市決定)

都市計画天神二丁目第2地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	天神二丁目第2地区地区計画
1	位 置	福岡市中央区天神二丁目、今泉一丁目の各一部
Ĩ	面積	約 2.2 ha
区域の整備・開発及び保全	地区計画の目標	都心の天神地区は、九州・西日本の中枢機能が集積する商業・業務ゾーンが形成されており、21世紀に向け、都心機能の強化と、快適性のある都市空間の確保を更に図る必要がある。  当地区は、都心部のターミナル機能の強化と回遊性の向上、及び魅力ある都市空間の創造を図ることを目的として決定した「天神二丁目地区再開発地区」で決定しており、同地区内に予定されている鉄計画や地下鉄3号線構想に伴い、更に歩行者空間の充実を図る必要がある地区である。 そのため、当地区に都心の諸機能が複合・交流した新しい魅力と活気にあふれる都市空間の形成・誘導を図るとともに、良好な市街地環境の整備を行うことを目標とする。
エの方針	土地利用の方針	都心に位置する特性を生かした施設の立地誘導を図るとともに、歩行環境の向上と健全な敷地を有する市街地の誘導・形成を図る。
	建築物等の 整備の方針	土地の合理的高度利用と狭小敷地の共同化の促進、 並びにゆとりある歩行者空間を有する良好な市街地環 境の形成を誘導するため、建築物の延べ面積の敷地面 積に対する割合の最高限度を定める。

İ	建		次に掲げる要件を満たす建築物以外にあっては、
	築	建築物の	10分の50とする。
地	物	延べ面積	1)天神15号線に面した建築物にあっては、建築
区	等	の敷地面	物の敷地面積が200㎡以上で、かつ同線との
整	に	積に対す	境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる
備	関	る割合の	柱の面、又は建築物に付属する門若しくはへい
計	す	最高限度	までの距離の最低限度が、2m以上であること。
ĪB	る		2)その他の建築物にあっては、敷地面積が200
	事		m²以上であること。
	項		

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する壁面の制限位置は計画図表示のとおり」

## 理由

当地区周辺には、大規模な民間開発が予定されている。このため、これらの開発 に併せて歩行者空間の整備を行い、回遊性の向上を図ることを目的として、本案の とおり決定するものである。

